



杉並区議会議員選挙



問い合わせは、選挙管理委員会事務局へ。

投票日: 4月23日(日)

投票時間: 午前7時～午後8時

4月23日(日)は指定した投票所以外では、投票できません

投票日に予定のある方は
期日前投票を

4月17日(月) ▶ 4月22日(土)

投票時間: 午前8時30分～午後8時
区内14カ所のどちらでも投票できます

●「選挙のお知らせ」をご確認ください

4月12日(水)から世帯ごとに封書でお届けします

「選挙のお知らせ」を紛失した場合や届かない場合でも投票資格のある方は投票できますので、投票所の係員に申し出てください。3月21日以降に区内で転居の届け出をした方は、区内の旧住所地での投票となります。

●「選挙公報」を各戸配布します

4月17日(月)～20日(木)にお届けします

候補者の政見・経歴等を掲載した「選挙公報」は各世帯の郵便受けに直接投函します。届かない場合は、選挙管理委員会事務局へご連絡ください。また、区ホームページ(4月17日午前8時から公開)に掲載するほか、期日前投票所・区施設・駅の広報スタンド・郵便局等にも設置しますのでご利用ください。

●投票・開票速報

投票速報: 4月23日(日)午前8時

開票速報: 4月24日(月)午前10時30分

区ホームページ(右上2次元コード)でご覧いただけます

●選挙(投票所)へ行くことが困難な方へ

- ・選挙当日に投票所へ行くことが困難な方で、車を利用する場合には、期日前投票期間中に駐車場のある杉並区役所をご利用ください。
- ・介護保険の訪問介護(外出介助)を利用している方は、投票時にも利用できる場合があります。利用にあたっては、あらかじめケアプランに位置付ける必要があるため、担当のケアマネジャーへご相談ください。
- ・外出に関する相談や情報提供、必要な支援サービスの案内を希望する方は、「杉並区外出支援相談センターもび〜る」☎5347-3154(月～金曜日午前9時30分～午後5時30分)に相談してください(各種サービスの利用は有料)。

期日前投票所

杉並区役所(中棟6階第4会議室)
阿佐谷南1-15-1

阿佐谷地域区民センター
阿佐谷北1-1-1

井草地域区民センター
下井草5-7-22

永福和泉地域区民センター
和泉3-8-18

荻窪地域区民センター
荻窪2-34-20

和田区民集会所
和田2-31-21

高井戸地域区民センター
高井戸東3-7-5

西荻地域区民センター
桃井4-3-2

西荻南区民集会所
西荻北1-9-5

天沼区民集会所(ウェルファーム杉並)
天沼3-19-16

高円寺北区民集会所
高円寺北3-25-9

旧方南区民集会所
方南1-27-8

久我山会館
久我山3-23-20

浜田山会館
浜田山1-36-3

滞在先での不在者投票の請求はお早めに!

出張や帰省などで杉並区以外に滞在する予定の方は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。詳細は、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

- 投票後に、候補者が候補者でなくなった場合、その候補者へ投じた期日前投票は無効となります。その際の再投票はできません。
- 投票日の前々日～前日は混み合います。早めの投票にご協力ください。
- 投票日当日は区内の指定された投票所に限り投票できます。

数値で見る令和5年度当初予算



詳細は「令和5年度区政経営計画書～予算の概要～」をご覧ください。

区政資料室（区役所西棟2階）・図書館・区民事務所のほか、区ホームページ（右2次元コード）でもご覧になれます。

——問い合わせは、財政課へ。



※令和5年度補正予算（第1号）は含まれていません。

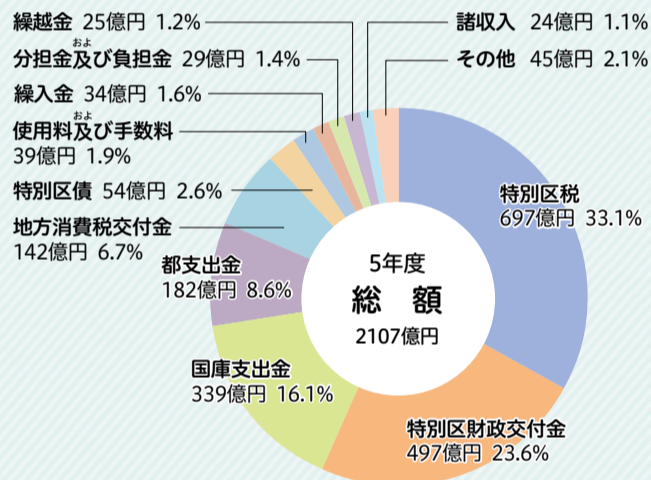
(単位:千円)

各会計当初予算規模

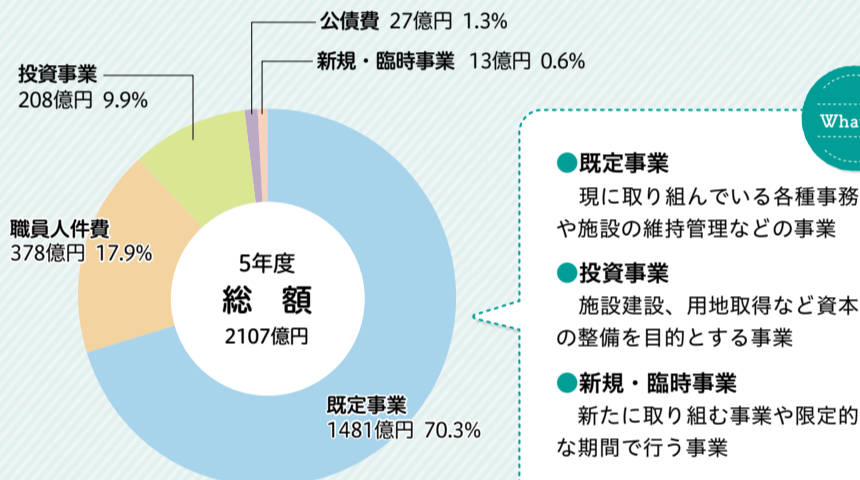
	5年度	4年度	差引増減額	前年度比(%)
一般会計	210,700,000	202,599,000	8,101,000	104.0
国民健康保険事業会計	53,825,351	52,511,104	1,314,247	102.5
介護保険事業会計	46,768,742	45,236,946	1,531,796	103.4
後期高齢者医療事業会計	15,753,364	14,990,887	762,477	105.1
合計	327,047,457	315,337,937	11,709,520	103.7

一般会計の内訳

一般会計歳入



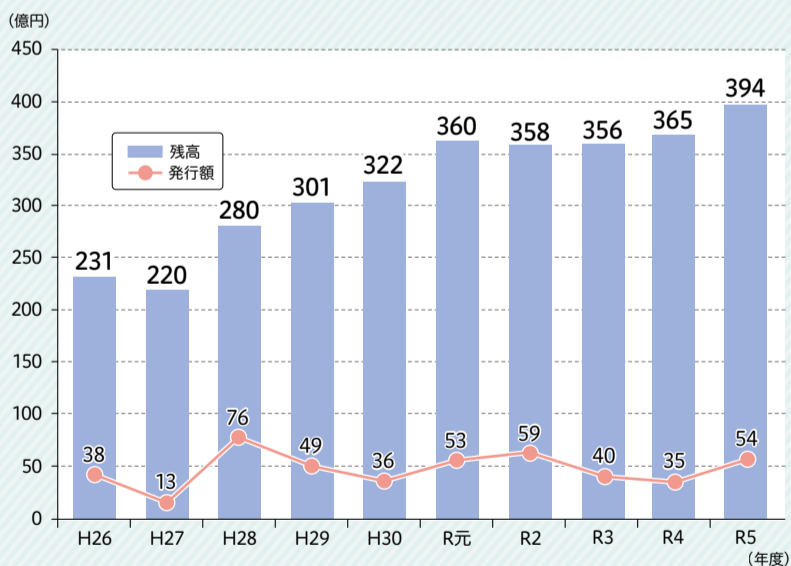
一般会計歳出



- What's?**
- **既定事業**
現に取り組んでいる各種事務や施設の維持管理などの事業
 - **投資事業**
施設建設、用地取得など資本の整備を目的とする事業
 - **新規・臨時事業**
新たに取り組む事業や限定的な期間で行う事業

※上記グラフはいずれも億円未満を四捨五入しているため、合計・構成比等が合わない場合があります。

区債発行額と残高の推移

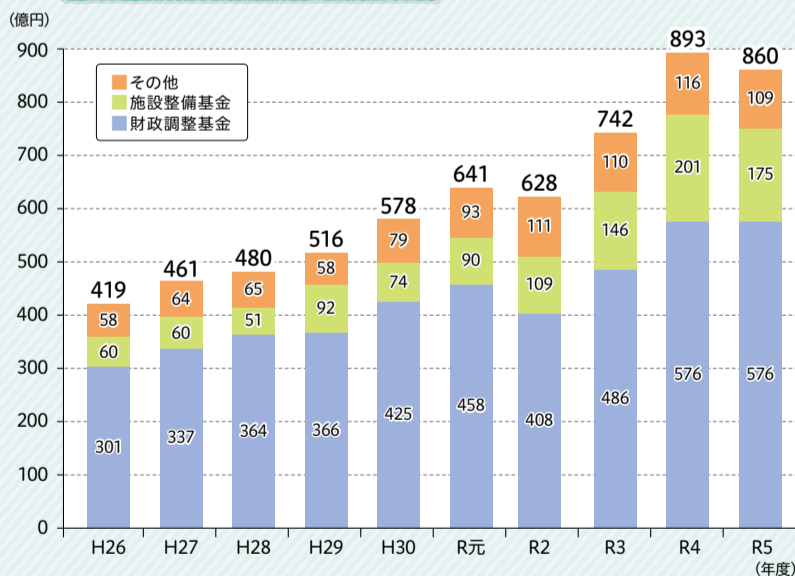


※上記グラフは、災害援護資金貸付金や公共用地先行取得等事業債等を含む区債全体額です。発行額は、3年度までは決算額、4年度は決算見込額、5年度は当初予算額です。

区債（特別区債）とは？

学校や公園などの建設事業費の財源に充てるための区の借金です。世代間の負担の公平性や、財政負担の平準化を図るために発行しています。原則として赤字区債の発行はせず、建設債については財政状況を踏まえつつ、必要性を十分検討して発行していきます。

積立基金残高の推移



※3年度までは決算額、4年度は決算見込額、5年度は当初予算額です。そのため、5年度は4年度の決算剰余金に係る積立額は見込んでいません。

積立基金とは？

年度間の財源調整や特定の目的のために資金を積み立てる区の貯金です。大規模災害や経済事情の著しい変動等による減収に備えるための財政調整基金、施設の建設および改修その他の整備に充てるための施設整備基金等があります。

5年度 区民健康診査・がん検診などのお知らせ



健(検)診は「定期的な受診」が大切です。がんや健康上のリスクを早期に見つけるよう、ぜひ受診してください。

—— 問い合わせは、杉並保健所健康推進課健診係 ☎3391-1015 へ。

- 各健(検)診の対象年齢は、5年度(4月1日～6年3月31日)に誕生日を迎えた満年齢です。
- 5月下旬に、区ホームページに健(検)診実施機関一覧を掲載します。
- 各健(検)診とも、受診できない場合(自覚症状がある、治療中・経過観察中等)があります。詳細は、区ホームページをご覧ください。
- 各健(検)診費用は、受診する医療機関の窓口でお支払いください。なお、生活保護・中国残留邦人等の生活支援給付受給者は費用が無料です。該当する方で受診券に「無料」の記載がない場合は、受診前にお問い合わせください。
- 10月以降は混み合い、予約が取りづらくなります。早めの予約をお願いします。

●区への申し込みが必要な健(検)診

健(検)診名	区民健康診査		がん検診			
	成人等健診	肺がん検診	子宮頸がん検診 (2年に1回)	乳がん検診 (2年に1回)	胃がん検診	
対象	30～39歳で職場等で健診を受ける機会がない方(※1)	40歳以上の方	20歳以上で4年度に受診していない女性	40歳以上で4年度に受診していない女性	50歳以上で4年度に胃内視鏡検査を受診していない方	
費用	無料	500円 (65歳以上は無料)	500円(※2)	500円(※3)	500円	1000円
受診期間 (休診日を除く)	6月1日～6年2月15日		6月1日～6年2月29日			
申込期限	6年1月31日		6年2月14日			
受診券 発送日	・新規申し込み=5月上旬までの申し込み分=5月末に発送 ▶ 5月中旬以降の申し込み分=順次発送(申し込み状況により、2・3週間かかる場合があります) ・その他=下記「がん検診受診券(シール)申し込みの流れ」をご覧ください					

定員6300名
(申込順。定員になり次第終了)

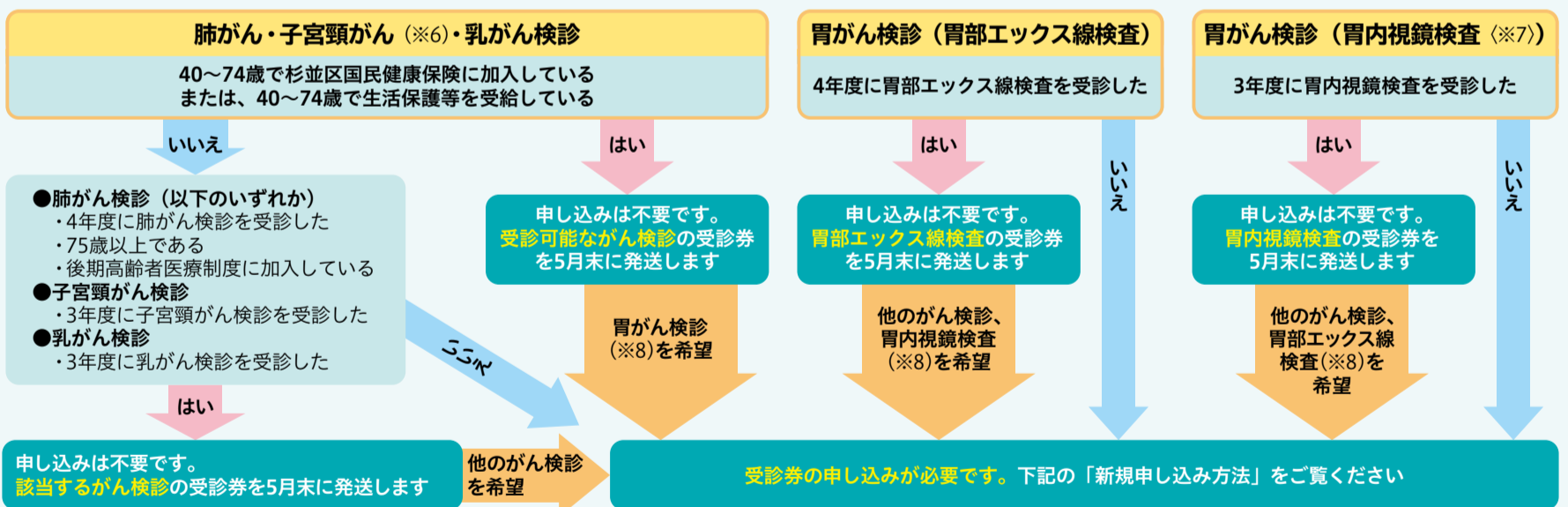
- ※1. 令和2～4年度に成人等健診の受診履歴のある方、30～39歳で杉並区国民健康保険加入者は申し込み不要。5月末に受診券を発送予定。
- ※2. 平成14年4月2日～15年4月1日生まれの女性は、子宮頸がん検診無料クーポン対象であるため、申し込み不要。5月末にクーポン券を発送予定。
- ※3. 昭和57年4月2日～58年4月1日生まれの女性は、乳がん検診無料クーポン対象であるため、申し込み不要。5月末にクーポン券を発送予定。

●区への申し込みが不要な健(検)診

健(検)診名	区民健康診査(※4)		がん検診	歯科健診(※4)		その他
	国保特定健診	後期高齢者健診	大腸がん検診	成人歯科健診	後期高齢者歯科健診	眼科検診(※4)
対象	40～74歳で杉並区国民健康保険加入者	後期高齢者医療制度加入者	40歳以上の方	25・30・35・40・45・50・60・70歳の方	76歳の方	40・45・50・55・60歳の方
費用	無料		200円	無料		300円
受診期間 (休診日を除く)	6月1日～6年2月15日		6月1日～6年2月29日(※5)	6月1日～12月28日		10月1日～6年1月31日
受診券 発送日	5月末		受診券(シール)はありません。検診実施機関へ直接お申し込みください	5月末		9月末



- ※4. 区民健康診査は6年1月以降、歯科健診は5年11月以降、眼科検診は12月以降に、転入等で新規対象となった方は要問い合わせ。
- ※5. 区民健康診査の対象の方は、区民健康診査と同時受診となるため、受診期限が6年2月15日。

●がん検診受診券(シール)申し込みの流れ



- ※6. 30～39歳の女性で杉並区国民健康保険加入者は、子宮頸がんの受診券を5月末に発送するため、申し込み不要。
- ※7. 胃内視鏡検査を受診した場合、翌年度は胃部エックス線検査・胃内視鏡検査のいずれも受診不可。
- ※8. 胃がん検診で、届いた受診券に記載された検査方法(胃部エックス線検査・胃内視鏡検査)とは異なる検査方法を希望の方は、受診券の申し込みが必要。

●新規申し込み方法 ※電話での申し込み不可。

電子申請(東京共同電子申請・届出サービスから)		はがき	窓口 (杉並保健所健康推進課)
成人等健診	がん検診		
スマートフォンから 右2次元コードから申し込み 	スマートフォンから 右2次元コードから申し込み 	【申し込み先】 杉並保健所健康推進課健診係 (〒167-0051 荻窪5-20-1) 【記入事項】 住所・氏名(フリガナ)・生年月日・年齢・性別・電話番号・希望健(検)診名(胃がん検診は、胃部エックス線または胃内視鏡のいずれかを記入)	本人確認書類 (保険証・運転免許証・マイナンバーカード等)を持参
パソコンから ①「杉並区 区民健康診査」で検索 ②区ホームページ「区民健康診査」上部の「成人等健診申し込み」をクリック	パソコンから ①「杉並区 がん検診」で検索 ②区ホームページ「杉並区で実施しているがん検診」上部の「がん検診申し込み」をクリック		

※広告の内容については、各広告主にお問い合わせください。広告掲載のお問い合わせは広報課へ。

皆さんの省エネを応援します

省エネルギー推進に関する助成制度



区では、32年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「2050年ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言しました。ゼロカーボンシティの実現に向け、省エネルギーを推進するさまざまな助成制度を設けています。詳細は、区ホームページ(右2次元コード)をご覧ください。



——問い合わせは、環境課温暖化対策係へ。

再生可能エネルギー等の導入助成及び断熱改修等省エネルギー対策導入助成

二酸化炭素が排出されない、あるいは少ないエネルギー機器の導入経費を助成します。5年度は、窓断熱改修の対象機器等の要件を拡充しました。

対象機器=①強制循環式ソーラーシステム②自然循環式太陽熱温水器③太陽光発電システム④定置用リチウムイオン蓄電池⑤自然冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)⑥家庭用燃料電池(エネファーム)⑦高日射反射率塗装(屋根・外壁)⑧窓断熱改修⑨雨水タンク▶**助成額**=①上限6万円②上限2万円③上限12万円④上限8万円(③との同時設置で2万円加算)⑤⑥各定額5万円⑦⑧各上限15万円⑨上限2万円 区内在住の方(設置完了までに区内在住になる方を含む)、区内中小企業者(代表者が区内在住であること)、共同住宅管理組合および管理者、医療・社会福祉・学校法人、町会・自治会・商店街組合等 申請書(環境課温暖化対策係〈区役所西棟7階〉)で配布。区ホームページからも取り出せます)を、4月10日~6年1月31日の助成対象機器等導入(⑨は購入)の3週間前までに同係へ郵送・持参 過去に同助成を受けた機器での再申請は不可(耐用期間を超えている場合は可(⑨を除く))

集合住宅及び事業所等におけるLED照明機器切替助成

既設の照明機器から省エネルギー効果の高いLED機器への切り替えに係る導入経費を助成します。5年度は、対象者の要件を拡充しました。

助成額=LEDの機器本体、切り替えに必要な関連部材の購入費、切り替え工事に関する費用の合計額(税抜き)の50%(上限30万円) 区内中小企業者(代表者が区外在住でも可)、集合住宅の所有者・賃借人・管理組合、医療・社会福祉・学校法人、町会・自治会・商店街組合等 申請書(環境課温暖化対策係〈区役所西棟7階〉)で配布。区ホームページからも取り出せます)を、4月17日~6年1月31日の機器設置の1カ月前までに同係へ郵送・持参

電気自動車用充電設備導入助成

電気自動車の充電設備の導入経費を助成します。

対象機器=①急速充電設備②普通充電設備(充電用コンセント・V2Hを含む)▶**助成額(1000円未満切り捨て)**=機器本体の購入価格(税抜き)または次世代自動車振興センターの型式一覧表の額の4分の1+設置工事1万円(上限①50万円②10万円) 区内在住の方(設置完了までに区内在住になる方を含む)、区内中小企業者(代表者が区内在住であること)、管理組合等 申請書(環境課温暖化対策係〈区役所西棟7階〉)で配布。区ホームページからも取り出せます)を、4月10日~6年1月31日の機器設置の2週間前までに同係へ郵送・持参 過去に同助成を受けた機器での再申請は不可(耐用期間を超えている場合は可)



..... いずれも

☑️ 予算額に達した時点で終了(申込順)

ご協力をお願いします

家庭用生ごみ処理機の購入費補助

区では、生ごみのリサイクルと減量を推進するため、家庭用生ごみ処理機の購入費補助を行っています。

——問い合わせは、ごみ減量対策課事業計画係へ。

補助金額=本体購入金額(税込み。ポイントなどの還元分での支払額を除く)の2分の1(上限2万円) 区内在住で生ごみ処理機(ディスポーザー式・コンポスト容器を除く)を4月1日~6年3月31日に購入し継続して使用する方(直近5年度以内に購入費補助を受けた方を除く) 申請書(ごみ減量対策課事業計画

係〈区役所西棟7階〉)で配布。または電話で同係に請求)に領収書(写し可)を添えて、6年3月31日までに同係へ郵送・持参 1世帯1基。予算額に達した時点で終了(申込順)

地震時の火災からあなたを守ります

感震ブレーカー設置支援事業

地震時の電気・通電火災を予防する、簡易型感震ブレーカーの設置を助成します。——問い合わせは、防災課へ。

感震ブレーカーとは

震度5強以上の揺れを感知すると、自動的にブレーカーを落として、電気を止める器具です。



一般対象者=区内在住または区内に家屋を保有している方(特例対象者を除く)▶**特例対象者**=区内在住の方で、次の①~⑤のいずれかに該当する世帯①65歳以上の方のみ②「身体障害者手帳」「愛の手帳」「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかをお持ちの方がいる③「難病患者福祉手当」を受けている方がいる④地域のたすけあいネットワーク「地域の手」登録者がいる⑤都が定める火災危険度ランク5・4に該当する地域に属する **一般対象者**=設置費用2000円は自己負担▶**特例対象者**=設置費用も区が負担 申請書(防災課〈区役所西棟6階〉・区民事務所・地域区民センター・図書館等で配布。区ホームページからも取り出せます)を、6年2月29日(消印有効)までに同課へ郵送・持参 1世帯1回。予算額に達した時点で終了(申込順)

ドナー登録にご協力をお願いします

骨髄提供者等への助成金交付



区では、提供者(ドナー)とドナーが勤務する事業者にかかる負担を軽減し、多くの骨髄・末梢血幹細胞移植を実現するために、助成金を交付しています。

——問い合わせは、杉並保健所健康推進課管理係 ☎3391-1355へ。

助成額=ドナーが骨髄・末梢血幹細胞の提供に要した入院・通院日数に応じて交付▶**ドナー**=1日2万円(上限通算7日まで)▶**事業者**=1日1万円(上限通算7日まで) **ドナー**=区内在住で日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業で骨髄・末梢血幹細胞の提供をした方▶**事業者**=ドナーが勤務している事業者 申請書類(杉並保健所健康推進課管理係)で配布。区ホームページからも取り出せます)を、ドナーが骨髄・末梢血幹細胞の提供に要した入院・通院期間の最終日から1年以内に同係(〒167-0051荻窪5-20-1)へ郵送・持参 **ドナー登録の条件等**は、日本骨髄バンクホームページ参照

